

西条市新型コロナウイルス感染症 対策緊急地域雇用維持助成金のご案内

西条市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給を受けた事業主の方に対して、**助成金の上乗せ**を行い、雇用の安定及び事業活動の継続を支援します。 ※医療法人・社会福祉法人等の法人も対象となります。

- 助成対象：令和2年4月1日以降に、国の「雇用調整助成金」等の支給決定を受けた市内中小事業者
- 助成内容：国からの雇用調整助成金等の支給額への上乗せ助成（休業手当総額の1/20以内）
- 助成割合イメージ：

解雇等を行わない場合(中小事業者)：企業負担なし

解雇等を行う場合(中小事業者)：企業負担1/20(5%)

国 9/10 (90%)	県 1/20 (5%) ※	市 1/20 (5%)
--------------------	------------------------	-------------------

国 4/5 (80%)	県 1/10 (10%) ※	市 1/20 (5%)	企業 1/20 (5%)
-------------------	-------------------------	-------------------	--------------------

休業手当額

休業手当額

※県からの助成については、別途「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」をご活用ください。
※国助成率10/10（100%）で雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業者は、上乗せ助成の対象となりません。

- 助成金の額：国の助成率が**9/10**の場合…**国の支給決定金額の18分の1の額**（1円未満切り捨て）
国の助成率が**4/5**の場合…**国の支給決定金額の16分の1の額**（1円未満切り捨て）
※1事業所あたり年100万円が上限

主な内容

対象者

以下の条件を**すべて**満たすこと

- 1.市内に事業所を有している中小事業者であること
- 2.新型コロナウイルスの影響を受け、国の「雇用調整助成金」又は「雇用緊急安定助成金」について愛媛労働局長の支給決定を受けていること
- 3.市税の滞納がないこと

交付申請に必要な書類

- 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 雇用調整助成金等の支給申請書【様式新特第7号,様式新特小第1号】の写し
- 休業実績一覧表【様式新特第9号,様式新特小第2号】の写し
- 市税納税証明書 ※申請が複数回ある場合、初回申請時のみの提出で可
- 西条市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金交付申請書（様式第1号）
- 雇用調整助成金助成額算定書の写し（様式特第8号）
※小規模事業者で簡素化対象の場合は不要

申請期間

令和4年3月31日まで

ただし、1回の申請において最大3ヶ月分までまとめて申請できるものとします。

※3か月分まとめる場合の申請金額は、各月ごとに算出し、その合計金額を記載してください。

※上記期間に交付申請を行うことが難しい場合は、個別にご相談ください。

申請方法

窓口での「密集」「密接」を防ぐため、郵送を基本とします。

【宛先】〒793-8601 西条市明屋敷164

西条市産業経済部産業振興課 産業人財係 行

問い合わせ

西条市産業振興課 産業人財係 0897-52-1407（直通）

申請様式等については、西条市ホームページをご確認ください。

雇用調整助成金等（国）の申請様式等



厚労省 雇用調整助成金



雇用調整助成金等（国）の申請先

▶ ハローワーク西条（0897-56-3015）

雇用調整助成金等（国）の問い合わせ先

▶ 愛媛県労働局 助成金センター（089-987-6370）

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金（県）の問い合わせ先

▶ 愛媛県経済労働部産業人材課（089-912-2505）